不法投棄防止強化月間

鹿児島県では、毎年11月を「不法投棄防止強化月間」と定めています。

※不法投棄は重大な犯罪です。
この機会に一人ひとりが、「不法投棄をしない。させない。」という意識を持ち、不法投棄のない住みよい地域をつくりましょう。

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、町民支援課または、徳之島保健所・沖永良部警察署まで御連絡ください。

不法投棄禁止

不　法　投　棄　は　重　大　な　犯　罪　で　す

ポイ捨て・不法投棄は絶対にしないでください！

不法投棄をすると、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金（法人の場合3億円以下）**またはその両方が科せられます。

町民支援課・沖永良部警察署

家庭ごみは必ず分別してください

- **必ず**指定袋を使用し、氏名を書いて出してください。
- **指定袋以外**の袋や**無記名**の袋は、収集しません。
- **当日**朝８時３０分までにごみ集積場へ出してください。

指定袋以外でのごみ出し

月・水・金 燃えるごみ	
火曜日	発砲スチロール・空き瓶・ペットボトル
木曜日	燃えないごみ・小型の電化製品・空き缶

燃えるごみと燃えないごみの混在

燃えるごみとペットボトルの混在

ペットボトルと空き缶の混在

指定袋以外でのごみ出し

指定曜日を
まちがえないように
ご注意ください。